人事院事務総長

「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について」の一部改正について(通知)

「人事院規則10-4 (職員の保健及び安全保持)の運用について(昭和62年12月25日職福-691)」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改 正 後		改	正	前
第24条の3関係	(新設)			
<u>1</u> この条の第1項の「人事院の				
定める職員」は、特定健康診査				
及び特定保健指導の実施に関す				
る基準(平成19年厚生労働省				
令第157号)第4条第1項に				

 定める者に該当する職員(第1

 9条及び第20条関係第3項に

 定める非常勤職員を除く。)と

 する。

2 この条に基づく勤務を要しないことの請求及び承認の手続については、休暇の例によるものとする。この場合において、出勤簿には、特定保健指導のため勤務しなかった旨を記入するものとする。

以 上